

## 令和5年度重点事業実施状況（企画福祉課）

## I 北秋田保健所アルコール依存症対策強化事業

アルコール依存症に関する相談は、相談が寄せられている段階で、深刻な症状を併発している場合が多く、複数の関係機関が支援に入っているものの、継続的な支援や連携が図れていない現状があります。

地域におけるアルコール依存症の支援状況を整理し、継続的な支援策の検討等を通して関係機関同士の連携を図り、アルコール依存症支援体制を強化することを目指します。

## 1 関係機関へのヒアリング等の実施

## (1) ヒアリング調査

期 間 令和5年9月21日～10月6日

対 象 北秋田アディクション問題を考える会、精神保健福祉センター

内 容 調査項目（アルコール依存症の属性傾向、地域特性の有無、支援の枠組み、家族支援の方向性 等）

## (2) アルコール依存症実態調査

期 間 令和5年9月5日～9月29日

対 象 管内相談支援機関（15か所）

回収率 93%

## 2 アルコール依存症研修会

管内関係者がアルコール依存症の正しい知識と支援方法を獲得することで、関係機関同士が連携し、継続した支援をする機運の醸成を図る。

日 時 令和5年12月7日 午後2時～4時

場 所 北秋田市交流センター（北秋田市材木町2番2号）

対 象 市村、精神科医療機関、社会福祉協議会、基幹相談支援センター 等

内 容 アルコール依存症の疾患特性と支援について 等

## 3 事例検討会

管内関係者がアルコール依存症事例を通して、支援の振り返りや情報を整理することで、対象者理解を深める手法を獲得し、関係機関同士が連携する基盤を整備する。

日 時 令和6年2月29日 午前10時～12時

場 所 北秋田保健所（北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1）

内 容 参加者のエンパワメントにつながる事例検討

## 令和5年度重点事業実施状況（環境指導課）

## I 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

「北秋田地域不法投棄一掃地域協議会」を組織し、市村や関係団体との連携を図るとともに、監視を強化し、廃棄物の不法投棄等不適正な処理の未然防止に努めます。

また、循環型社会の構築に必要なごみの減量化やリサイクルを推進し、『美しいふるさと北秋田』の実現に向けた普及啓発に取り組みます。

## 1 不法投棄の未然防止

(1) 北秋田地域不法投棄一掃地域協議会（会長：北秋田地域振興局長）の開催

7月に書面により開催した（7月28日付けで資料送付）。

(2) クリーンアップ事業

10月4日、北秋田市阿仁地区 国道105号線沿い6箇所にて不法投棄された廃棄物の撤去を行った。

(3) 不法投棄監視カメラ及び不法投棄禁止看板の設置

・監視カメラ 2箇所 3台 設置 設置期間 4月下旬～11月中旬

・看板 28箇所 36本 設置

(4) 環境監視員（非常勤職員3名）による管内のパトロール（令和5年12月31日現在）

・監視日数124日（再確認箇所：延べ602箇所）

・新規発見箇所：9箇所

・撤去済み確認箇所：10箇所

※不法投棄未然防止啓発活動事業

平成19年「めざせ国体クリーンアップ～不法投棄一掃大作戦～」が初事業であり、以降毎年実施している。

## 2 ごみ減量・リサイクルの推進

事業系廃棄物の排出量が増加傾向にあることから、啓発用パンフレット等の活用により減量化・リサイクルの取組を推進します。

## II 食品の安全安心の確保

通常監視のほか、特別監視期間を設定し、食品取扱施設の監視・指導を強化するとともに、小規模事業者へのHACCP方式による衛生管理の導入に向けた取組を支援することで、秋田県産食品の安全・安心を確保し、信頼性の向上を図ります。

また、食品衛生講習会や手洗い教室を開催し、食品関係事業者や消費者等の食品衛生に対する意識の向上を図ります。

(1) 監視・指導状況（令和5年12月31日現在）

- ・監視件数 381件（要許可施設228件、不要許可施設153件）
- ・指導件数 0件
- ・収去検査 24検体（違反件数0件）

(2) 特別監視期間における監視・指導の強化

- ・食品安全安心月間（6月）
- ・食品衛生月間（8月）
- ・食品、添加物等の一斉取締り月間（夏期一斉取締り7月、年末一斉取締り12月）

## 2 HACCP方式による衛生管理の推進

(1) 講習会でのHACCP導入説明

- ・開催回数：9回（営業者対象）
- ・参加人数：108名

(2) 秋田県版HACCP認証制度の普及促進

(3) 認証取得営業者に対する指導助言

(4) 科学的根拠に基づいた消費期限及び賞味期限設定の指導助言

※秋田県版HACCP（ハサップ）認証制度

食品衛生管理の国際標準であるHACCP方式を用いている衛生管理が、一定の基準を満たしていると認められる施設を、秋田県が認証する制度。平成22年度からスタートした。管内では、現在3事業者が認証を取得している。

## 3 消費者等への普及啓発

(1) 食品衛生講習会の開催（令和5年12月31日現在）

- ・開催回数 2回（消費者対象）
- ・参加人数 29人
- ・内 容 細菌、ウイルス等による食中毒の防止対策など

(2) 小学校・保育園等での手洗い教室の開催

- ・開催校 5園
- ・参加人数 73人
- ・実施方法 北秋田食品衛生協会との共催
- ・内 容 ①手洗いマイスターによる正しい手洗いの伝授  
②測定器による手洗い前後の清浄度の比較



(3) 食品安全地域懇談会の開催

- ・食品添加物製造施設で開催（1回）
- ・参加人数 5人
- ・内 容 講義、施設見学、意見交換

### Ⅲ 地域課題への取組（動物を通じた「いのち」を大切にする事業）

閉鎖した旧秋田八幡平クマ牧場に残されたクマを受け入れ、平成 26 年 7 月にリニューアルオープンした北秋田市阿仁熊牧場「くまくま園」について、北秋田市、本庁生活衛生課と連携しながら、地域の小学生等を対象に「動物と『いのち』の学習会」を開催するなど、動物愛護思想の普及啓発を行うとともに、「くまくま園」の利活用推進を図ります。

#### 1 事業の概要

- ・対 象 鷹巣阿仁福祉環境部管内小学校
- ・実施期間 令和 5 年 6 月～9 月
- ・実施場所 北秋田市阿仁熊牧場「くまくま園」
- ・実施内容 動物と「いのち」の学習会、くまの観察 など
- ・実施方法 くまくま園までの移動は内陸線を利用、入園料、運賃等の経費を負担

#### 2 実績

##### ○「動物と『いのち』の学習会」の開催

- ・開催回数 5 回（管内 5 小学校参加）
- ・参加人数 児童 68 名、先生・引率者 12 名
- ・実施内容 内陸線乗車体験、園長先生の「くま講座」、くまの観察・餌やり体験  
動物愛護センター職員による「いのちを大切にする心を育む教室」



<園長先生のくま講座>



<ヒグマの観察・餌やり>



<ツキノワグマの観察>

##### ○令和 6 年度事業の誘致

- ・管内の全ての小学校に事業案内資料及び意向確認書を送信。

#### 3 今後の予定

- ・参加を希望する学校の中から 3～4 校を選定。実施日と内容を調整する。